

双日社友会 会則（改定案）

第一条（名称）

会の名称を「双日社友会（以下、本会）」とする。

第二条（目的）

本会は、退職後の双日とのつながりの場を提供するとともに、世代を超えた会員相互の交流を促進し、親睦・交友関係の増進を図ることを目的とする。

第三条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- i) 会員の動静・慶弔等に関する情報の収集・連絡
- ii) 会員名簿の作成・管理
- iii) 会報の発行およびホームページの開設・更新
- iv) 総会、例会、同好会、講演会等の開催
- v) 本会事務所の維持・管理
- vi) その他会長が必要と認めた事項

第四条（双日との協力）

本会は、双日株式会社をはじめとする双日グループとの協力を密にし、同社および同社グループの社業発展に協力する。

第五条（拠点）

1. 本会に本部と支部を設ける。本部は双日本社所在の東京に置き「東京本部」とし、支部は大阪支社所在の大阪に置き「大阪支部」とする。
2. 本会の運営を円滑に執行するために本部事務局を設ける。

第六条（会員）

1. 本会会員の対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - i) 双日株式会社の元社員で同社を円満退社した者（在籍期間は問わない）
 - ii) 双日株式会社の元役員で任期満了に伴い円満退任した者
 - iii) 双日株式会社の関係会社の元社員で同社を円満退社し、会長が加入を認める者
 - iv) 双日株式会社の関係会社の元役員で任期満了に伴い円満退任し、会長が加入を認める者
2. 上記1に該当し、本会に入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、当該年度より年会費の納入により、本会会員となる。

3. 次に該当する場合は退会とする。
 - i) 会員が死亡した場合
 - ii) 本人あるいは代理人が退会を申し出て受理された場合
 - iii) 年会費を1年間滞納し、本人に通知したにも拘わらず年会費を納入しなかった場合。
 - iv) 会員として相応しくない行為等があったと会長が判断した場合。
4. ニチメン東京社友会、ニチメン大阪社友会、日商岩井社友会との重複入会を認める。重複入会の場合、年会費は免除する。

第七条（役員）

1. 会の円滑な運営を行うために次の役員を置く。

会長（1名）	会を代表し、本会運営を統括する
副会長（1～2名）	会長を補佐し、会長不在の時は会長職を代行する
幹事（幹事長1名＋幹事5～10名）	本部あるいは支部での事務局運営を行う
監事（2名）	本会会計業務に関する監査を行う

2. 役員は、本条4の場合を除き、総会で選任し、任期は2年とする。
ただし、再任を妨げないが、合計で原則3期（通算6年）を限度とする。
任期満了に伴い、自薦他薦含め会員の中から募り、本部会にて候補者案を作成し、会長の承認により、総会に付議の上、決定する。
3. 会長は、会長職にある者が退任前に会員の中から後継の会長候補を指名し、本部会の承認を得て委嘱する。
4. 役員に欠員が生じ、補充が必要な場合は、役員会での協議に基づき会長が補充役員を決定する。補充により就任した役員の任期は前任者の任期の残存期間とする。
5. 役員の中途退任は、その事由を含め退任願いを本部会宛に申し出の上、その確認を得るものとする。但し、当該役員の依願退任を妨げるものではない。

第八条（役員会）

本会の役員会を次の通りとする。

全体会	役員と支部の代表幹事で構成 会長が招集して総会へ付議する事項等の重要事項について審議する。ただし時間的な制約がある場合は、支部からの意見を徴して審議できるものとする。
本部会	会長、副会長、幹事および監事で構成 会長が招集して総会へ付議する事項、役員改選、本会運営に関する基本方針、本会事業の企画・運営、支部の新設・統廃合および本部管轄地区の運営について審議する。
支部会	支部長および幹事で構成

	支部長が招集して支部管轄の運営等に関する事項について審議する。
--	---------------------------------

第九条（総会）

1. 毎年一回、事業年度終了後に定時総会を開催し、予算・決算、役員を選出、本会活動方針および会則の改定等について承認を受けるものとする。
2. 会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。
3. 総会の議事は会長または会長の指名した役員が議長となり、出席者の多数決により決定する。

第十条（会費）

1. 会員は年会費 3,000 円を納入するものとする。ただし、米寿（88 歳）を迎える会員については、その事業年度より年会費を免除する。
2. 満 70 歳に達した或いは超えた会員が、継続して年会費を納入する際に、満 88 歳までの残年数分（最大 18 年）を纏めて納入する場合、総額から 30%を割引く額とする。
3. 本会運営上必要と認められた場合は、年会費の他に臨時会費を徴収することがある。
4. 納入された会費は、誤認による二重振込等を除いて一切返還しないものとする。

第十一条（経費）

本会の経費は、年会費、臨時会費、賛助金および寄付金をもって支弁する。

第十二条（会則の改廃）

本会則の改廃は本部会において審議し、定時総会または臨時総会において承認または追認を受けるものとする。

第十三条（運営内規）

本会の運営に関する細則については必要に応じて別途内規において定める。

第十四条（事業年度）

本会の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第十五条（雑則）

1. 次の書類および帳簿を備え、事業年度終了後総会開催日までに監事による適正判断を得るものとする。
 - i) 会員および役員名簿
 - ii) 金銭出納帳および証憑
 - iii) 会費徴収台帳
 - iv) 財産台帳
 - v) 会議議事録等（含、議事メモ）
2. この会則に定められていない軽微な事項は、会長がこれを定めることができる。

第十六条（発効・改定）

1. 本会則は 2020 年 4 月の設立総会日に発効する。

2. 本会則は 2021 年 8 月 15 日一部改訂する。

第十三条（運営内規）として、収支会計処理規程を定める。

3. 本会則は 2023 年 6 月 20 日一部改訂する。

第六条（会員）第 1 項 ii) および iii) に追記。

第七条（役員）第 2 項の一部追記、第三項の一部削除、第 5 項の追記。

第十条（会費）第 1 項 会費免除に関する改定および第 2 項及び第 4 項の追記。

第十五条（雑則）の追記。

第十六条（発効・改定）の条項の採番変更。